心ゆたかに

人権問題啓発誌
第44号

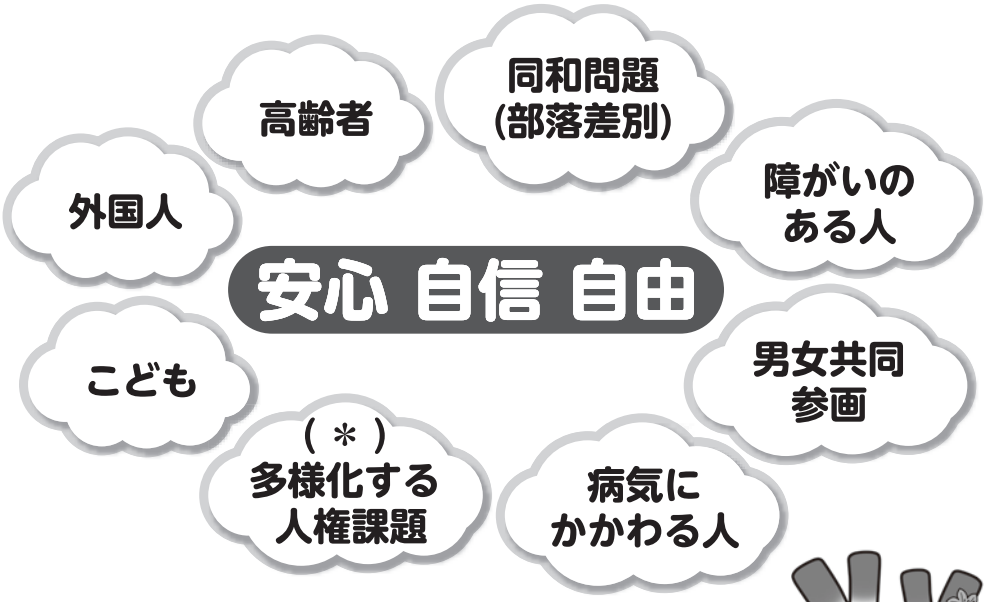
―部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために―

2025年（令和7年）12月1日　米子市総合政策部人権政策課　TEL（0859）23-5415　Eメール/jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp

米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン第3次改訂
人権課題別の取組について

前回の「心ゆたかに第43号」で、「米子市人権施策基本方針・推進プラン」第３次改訂について、包括的な「基本方針・推進プラン」の概要をお知らせしました。
今回は、特に課題解決に取り組むこととしている人権課題についてお知らせします。

(*)多様化する人権課題
- 犯罪被害者等
- 多様な性のあり方
- 生活困難者
- 刑を終えて出所した人等
- インターネット上の人権侵害
- 災害被災者
- ハラスメント
- アイヌの人々





＝ 人権課題ごとの「現状と課題」・「基本方針」 ＝

同和問題（部落差別）

人権問題市民意識調査（令和4年実施）では、同和問題（部落差別）に対する市民の理解が徐々に進んできていると考えられるものの、世間体や因習等にとらわれやすい意識とも絡み合い、自分との関係性が出てくる際には差別意識が顕在化するものと読み取れる結果が出ています。

〇「部落差別解消推進法」の趣旨に基づく施策の推進
〇同和地区関係者をとりまく課題の解決に向けた施策の推進
〇差別事象等への対応

外国人

様々な文化が共生できる地域社会の実現に向けて、関連機関と連携を図りながら施策を推進していくとともに、外国人に対する差別や偏見を解消し、お互いを理解し合い共に地域づくりを進めるための啓発に努めていく必要があります。



〇地域における国際交流、国際理解の推進
〇外国人が安心して生活できる環境づくり

障がいのある人

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自ら決定し、能力を最大限に発揮して自己実現でき、地域社会で安心して生活するための、それぞれのニーズに応じた適切な障がい福祉サービスの提供体制の構築、相談支援体制の充実等を推進していきます。



〇共生社会の実現
〇安心して、自立して生活できるまちづくり

男女共同参画

少子高齢化、家族形態や働き方の多様化等社会情勢が著しく変化してきている中、すべての人の人権が尊重され、仕事と生活の調和を図られ、誰もが希望に応じて活躍でき、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

〇「米子市男女共同参画推進条例」に基づく「第４次米子市男女共同参画推進計画」の推進
〇すべての人の人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり
〇男女共同参画社会実現のための意識啓発の推進
〇ワークライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進



こども

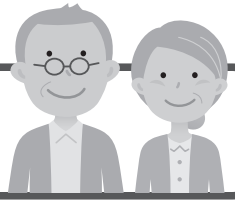
「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、こどもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利行使の主体」としても位置づけています。こどもは豊かに生きる権利の主体であり、保護されるべきものとしてのみとらえることは、管理、支配の対象としてのこども観につながりかねません。

〇「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に基づく社会づくり
〇「米子市こども計画」の推進
〇支援を必要とするこども等への取組の推進



高齢者

急速に変化する各種の制度や施策に適切に対応していくとともに、認知症の人を地域で支える取組や、高齢者虐待等の課題に関する正しい理解を深めるための啓発を推進し、高齢者の人権が尊重される社会づくりを進める必要があります。



〇啓発の推進
〇高齢者の自立支援

病気にかかわる人

病気にかかわる人の人権が侵害されることがないよう、引き続き病気についての正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための取組を行うことが必要です。



〇病気にかかわる人の尊厳が保たれる社会づくりの推進
〇相談体制の充実

多様化する人権課題

多様化する人権課題について、正しい理解と認識を深め、差別意識や偏見を解消するための啓発を推進するとともに、人権課題の解消に向けて、それぞれの課題に応じた施策を推進します。



＝多様化する人権課題の各課題に関する「現状と課題」・「推進プラン」＝

◆犯罪被害者等に関する人権施策

犯罪被害者等に対する社会の理解は、これまで十分とはいえず、犯罪による直接的な被害だけでなく、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担や周囲の人々の噂や中傷等被害後に生じる二次的被害を受けることがあります。そのため、犯罪被害者等の心情や実情等を理解し、人権に配慮することが必要です。また、社会的な被害者支援の気運の醸成が不可欠です。

〇犯罪被害者等の支援の推進

◆多様な性のあり方に関する人権施策

近年、多様な性のあり方については、社会的に少しずつ認識されてきています。しかし、身体の性と性自認が一致しない人や、好きになる性が異性とは限らない人など(ＬＧＢＴＱ＋とも表現されます)の中には、従来のような「性は男性と女性の２つ、恋愛対象は異性」という考え方に当てはまらないことで、生きづらさを感じて悩んでいる人が多く存在しています。また、周囲の知識不足や無理解から、嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面で制限や差別を受けたりする等様々な問題が生じています。

〇多様な性のあり方について正しく理解するための意識啓発の推進
〇相談体制の充実
〇必要とされる施策についての検討

◆生活困難者に関する人権施策

生活困難者は、憲法が保障する人間らしい最低限度の生活を営む権利や勤労の権利が保障されているとはいえない状況にあります。そのため、人権尊重の観点から、このような人が生活に困窮されないよう生活保障や自立支援をすることが重要です。

〇生活困難者の支援の推進
〇相談体制の充実

◆刑を終えて出所した人等に関する人権施策

罪や非行を犯した人やその家族については、社会の理解が十分でなく、偏見や差別意識が存在します。とりわけ、刑を終えて出所した人等については、以前から偏見や差別意識が根強く、本人に更生意欲があっても、就職や住居の確保等で差別的な扱いを受けることがあります。そのため、こういった人等が社会復帰して円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲のほか、家族や職場、地域社会等周囲の人々の理解と協力が必要です。

〇刑を終えて出所した人等についての意識啓発の推進
〇刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰の支援

◆インターネット上の人権侵害に関する施策

インターネットの問題は、誰もが被害者にも加害者にもなりうる可能性があり、危機管理意識といってもよいくらいの慎重さをもって情報を取り扱うことが求められています。インターネットを利用するにあたっては、その特性と影響を考え、情報の収集・発信における責任や危険性等について理解されるよう、利用する人だけでなく利用しない人も含めて、情報モラル、インターネットリテラシー等に関して教育、啓発する必要があります。

〇情報モラル、インターネットリテラシー等についての教育、啓発の推進
〇インターネット上での人権侵害行為への対応

◆災害被災者に関する人権施策

東日本大震災（平成23（2011）年）では、福島第一原子力発電所の事故により、放射能被ばくに関する誤解や偏見による農作物への風評被害や避難先でのいじめや差別等の人権問題が発生しました。このような誤った情報による災害被災者への人権侵害を防止するための対策が必要です。この他、災害が起きた際、避難時や避難所での高齢者や障がいのある人、こども、日本語を解さない外国人など、特別な配慮が必要となる要配慮者の方々は、特に支援が必要となります。

〇災害時の風評被害、人権侵害を防ぐための教育、啓発
〇災害時の要配慮者への配慮

◆ハラスメントに関する人権施策

ハラスメントは、職場や家庭などの身近なところで『関係性で優位にある人』が、他の人に対して『精神的、肉体的に苦痛を与える』行為で、ハラスメントを受けた人の人格や尊厳を傷つける深刻な人権侵害です。今後も、関係機関と連携しながら、ハラスメントの防止についての取組を行っていくことが必要です。

〇ハラスメント防止についての啓発の推進
〇相談体制の充実

◆アイヌの人々に関する人権施策

独自の文化を持ちながら、同化政策等により、その継承に支障をきたしているアイヌの人々については、依然として無関心や誤った認識から、差別や偏見による人権侵害が存在しており、教育・啓発を進めていく必要があります。

〇アイヌの歴史や文化等についての教育、啓発の推進

人権は、人が人として大切にされ、尊厳を持って自分らしく幸せに生きるための具体的な権利です。
しかし、差別やいじめ、虐待をはじめ、戦争により命を脅かされるなど、その権利が保障されていない人たちがいます。
今回取り上げた人権課題の解決は、すべての人が生まれながらに持っている人権を、互いに大切にする社会づくりにつながります。

自分の人権が守られるように、他の人の人権も守られる社会にしていきたいですね。

詳しい内容はホームページでご覧いただけます。▶

